教育・文化スポーツ常任委員会資料 5 令和 4 年(2022 年) 5 月 18 日 教育委員会事務局幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室

県立学校におけるいじめ重大事態への対応について

1 事案の概要

- · 発生日時 平成31年4月中旬(1年次)、令和2年6月下旬~7月下旬(2年次)
- · 発生場所 県立学校運動部部室等
- · 当該生徒 令和3年度 3年 男 (令和4年3月卒業)
- ·関係生徒 令和3年度 3年 男 A (令和4年3月卒業)

令和3年度 3年 男 B (令和4年3月卒業)

令和3年度 3年 男 C (令和4年3月卒業)

・いじめの熊様(当該生徒の主張概要)

平成31年4月頃、部室で着替えているときに関係生徒にわざと当たられたり、命令口調で指示をされたり、話しかけると「黙っとけ」と言われたりした。また、関係生徒から練習方法について誤った内容を伝えられるという嫌がらせを受けた。退部後の令和2年6月下旬~7月上旬(2年次)、校内で関係生徒らが笑い声や奇声を発し、嫌な思いをした。

2 重大事態の調査実施に至った経緯

当該生徒は、平成31年4月に当該校に入学し当該運動部に入部したが、同年7月に退部した。その後精神的に不安定となり、3年次の令和3年6月頃から一時学校に登校できなくなった。不安感を口にして暴れることを繰り返し、心身の不調が悪化したことから、いじめにより生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある(いじめ防止対策推進法第28条1項)重大事態として、令和3年7月15日に当該校より滋賀県教育委員会に「いじめ重大事態報告書(速報)」が提出された。

3 重大事態に係る調査の実施

(1)調査期間

令和3年8月2日(月)から令和4年3月31日(木)

(2)調査組織

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会

(3)調査対象

当該生徒・保護者、関係生徒A・B・C・D、当該部顧問、当該部回顧問、当該部OB(平成31年3月卒業)、1年次の担任、1年次の管理職、担任、管理職、県教委生徒指導・いじめ対策支援室担当者、県教委保健体育課担当者

(4)答申

令和4年4月13日(水)滋賀県立学校いじめ問題調査委員会委員長が調査報告書を教育長に答申した。

4 調査報告書(答申)の概要

- (1)本事案の事実認定(いじめとしての認定された事実等)
 - ① 関係生徒Aが、部室や練習場でぶつかったと思われること。
 - ② 当該生徒が部員との会話中、「お前はええねん」と言われたこと (発言者は特定できない)。
 - ③ 関係生徒Bが、練習場で練習中にぶつかったこと。
 - ④ 関係生徒Bが、当該生徒の前に練習日誌を投げて渡し、「出しとけ」等と述べて提出させたこと。
 - ⑤ 関係生徒Bが練習中に禁止技をかけたこと。
 - ⑥ 関係生徒Cか部室のロッカーの扉を開け閉めした際、ロッカーの扉がぶつかりそうになったこと。
 - ⑦ 関係生徒Cが練習中に当該生徒の練習チームを移動するように伝えたこと。

※なお、以下の2点については、アは「いじめに該当しない」、イは「本調査の対象外」と判断された。 ア 関係生徒らが、廊下で当該生徒に向けて奇声を発したこと。

イ 当該生徒が入学前に当該部の練習に参加し、引退していた3年生から厳しく指導されたこと。

(2)学校の問題点

① 事実関係の調査が不十分であったこと

当該生徒からいじめの訴えがあった際、双方当事者に十分な事実確認の聴取をしていなかったため、事 実関係をもとにした説明や指導が不十分であった。そのため、関係生徒らは何が問題とされているかよく 分からないまま謝罪をしていることがあった。一方当該生徒側は、関係生徒がいじめを認めて謝罪した、 と認識し、相手がゆるぎない悪意の元で故意にいじめ行為を行ったという被害意識や不安が増長した。

② 組織対応が不十分であったこと

いじめ対策委員会は立ち上がってはいたが、再度の聴き取り調査もなく書類作成・提出のみで終わっていた。聴き取りやその後の当該生徒への対応などを顧問個人に任せている部分が多く、当該生徒への組織的な個別支援の遅れにつながった。

③ 当該生徒・当該部部員への対応について

事実確認が疎かだったため、とるべき対応を適切に判断できず、当該生徒の家族から要求されるがまま、関係者らに必要以上の我慢を強いることとなり、部員やその保護者にとって納得のいかない対応となった。

(3)教育委員会の問題点

① 入部前の部活動参加について

入学予定の者を練習に参加させるのであれば、必ず顧問が立ち会う等安全に配慮するべきであることを 周知徹底させるべきであった。

- ② 縦割りの対応で県教育委員会内の連携が不十分であったこと いじめに関することは生徒指導・いじめ対策支援室、部活動の相談には保健体育課が対応しており、教育委員会内で組織的な連携がなされていなかった。
- ③ 報告書の様式について

学校から提出される「いじめ認知報告書」の様式に、報告書の作成年月日や報告書作成者の記入欄がな く、後日検証する際の資料として不完全なものとなっている。

(4)再発防止策(県教委の対応)

- ① 校内いじめ対策委員会の開催や聴き取りについてのマニュアル等を作成し、具体的な実践について周知する。
- ②「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定」を活用した情報の引継ぎと、それに基づいたきめのこまかい個別支援の在り方について啓発する。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を深め、組織的な教育相談 体制の充実を図る。
- ④ 部活動におけるいじめの発生が多いことに特に留意し、未然防止のための指導や体制の在り方について、部活動指導者対象の研修会で指導を行う。

5 答申後の県教委の対応

- ① 県教委担当者より当該生徒、関係生徒等へ答申内容の説明を行った。
- ② 4月定例教育委員会で教育委員へ答申内容の説明を行った。
- ③ 県教委担当者より当該校管理職へ答申内容の伝達および指導を行った。
- ④ 県教委担当者より校内研修会で当該校教職員へ指導を行った。

【参考資料】

幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室

県立学校における重大事態発生時の対応フロ一図

